

研修名 幼児教育・保育 保護者支援・子育て支援

平成 30 年 11 月 29 日 (木) 10:00~12:30

講演 「幼児教育・保育と児童福祉の関係性」

『子どもの貧困』に関する対応」

講師 京都華頂大学 流石 智子氏

1 講演要旨

「幼児教育・保育と児童福祉の関係性」

1) ①子どもの育ちと環境

子どもは、親が選択した環境で育つ。

子どもの育ちを左右する環境であるが、主体者である子どもの表明が難しいからこそ、発達が保障できる環境を、大人は用意しなければならない。→人権侵害や不適切な環境での生活を強いられている子どもの発見、その親支援ができるのは、保育者である。

親支援ができていれば不適切な環境にはならない。

②幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂をみる

3つの要素

- ・3歳児以上の子どもについての「幼児教育の共通化」
- ・子ども・子育て支援新制度での「幼児教育の『質』の方向性」
- ・小学校から見たときの「幼児教育での育つ力の明確化」

子どもの育ちは連続している。(小学校との連携)

2) 0・1・2歳児の保育

養護・生命保持と情緒の安定

保育所保育の意義とは

保育に欠ける→今：父母の仕事の有無ではない。

保育を行うことを目的とする。

子どもの数は減ってきているが、社会的保育を必要としている子どもの数は増えている。

『子どもの貧困』に関する対応」

1) 乳児期のハイリスク家族について

問題がたくさんあることがハイリスク家族ではない。

問題解決できる力があればハイリスク家族にはならない。

- ・子育て支援の考え方

保育士が問題解決するのではなく、支援を必要としている人が解決できるように、支援をする。

自らおかれている困難な状況に対して、主体的に立ち向かう強さや力を持っているという前提にたち、その主体的に取り組む力を引き出す援助を行うこと。

- ・保育者のできる対応とは

社会資源（児童相談所・福祉事務所・保健所等）の活用をする。（他機関との連携）

制度のマッチングを子育ての専門家（保育士等）が行う。保育者だから行ことができる。

2 感想

仕事の有無に関わらず、社会的保育を必要としている子どもの数が増えてきている社会や保護者の状況を理解し、保育にあたりたい。目の前の言動だけでなく、子どもの背景に何があるのかをよく考えていきたい。

保護者支援とは、問題解決することではなく、保護者が“主体的に”問題解決できるようになる力をつけることであること、保護者が主体であることを改めて気づかされた。また、各専門機関とスムーズに連携できるよう体制を整えておきたい。

（記録 ひかりだい保育所 東 幸）

